

第1章 総括

第1 鹿児島県受入れ基本要領(中間整理)の作成における設定自治体について

1 避難元自治体(沖縄県・宮古島市)

令和6年1月30日に実施された「令和5年度沖縄県国民保護共同訓練」において、県主導訓練として全体を取りまとめている沖縄県及び同訓練に避難元自治体として参加している宮古島市を受入れ基本要領(中間整理)における避難元自治体として設定する。

なお、本県で受入れが予定されるのは、このうち一部の住民(約14,000人)となる。

2 避難先自治体(鹿児島県・鹿児島市, 鹿屋市, 指宿市, 霧島市)

令和5年12月7日付け「国民保護法における救援に関する基礎的資料の整備について(国依頼)」において、把握した鹿児島県内の宿泊施設等の収容可能人数並びに避難後の地域コミュニティの維持及び宮古島市との行政サービスの調整の容易性を考慮し、県内4市(鹿児島市, 鹿屋市, 指宿市, 霧島市)を避難先自治体として設定する。

留意点

- ※1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではありません。
- ※2 要避難地域 (どこの地域の方が避難の必要があるのか) や 避難先地域 (どこの地域が安全性が高いのか)、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府(事態対策本部)の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。
訓練上の想定はあくまで仮定のものであり、決まったものではありません。

第2 鹿児島県受入れ基本要領(中間整理)における前提条件の整理

1 受入れ基本要領(中間整理)の作成における検討の範囲は、以下のとおりとし、避難開始までに調整に要する時間が制約的要因とならないものとする。

【避難当初概ね1か月について検討する項目】

初期的な計画各項目、要配慮者の受入れ調整

【避難1か月以降について検討する項目】

中長期収容施設の提供、就学の再開、就労支援

▶ 今回の検討の前提として、すべての関係者にとって調整に要する時間が制約要因とならない状況を仮定したものであるが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなり得る。

2 九州・山口各県の状況としては、武力攻撃は発生しておらず、安全が確保された状態であり、交通インフラは維持され、平時の社会活動が行われているものとする。

3 救援の内容は、国民保護法第75条の第1号から第4号及び7号、8号の範囲の具体化を検討する。

▶ 第1号 収容施設(ホテル等)の供与

▶ 第2号 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

▶ 第3号 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

▶ 第4号 医療の提供及び助産

▶ 第7号 電話その他の通信設備の提供

▶ 第8号 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの(学用品の給与等)

▶ 救援以外の実施項目 避難先地域の拠点空港から収容施設(ホテル等)までの輸送手段の確保、就労の支援など

4 宿泊施設は全室空室とし、契約が円滑に行えるよう一定期間の借上げとする。

▶ 短期間の借上げとなれば、貸す側との調整が円滑に進まない想定されることから、一定期間の借上げを実施する。

▶ 貸す側が安心して空室を提供できる前提とする。

▶ なお、本検討において受け入れ先として使用する収容施設については、あくまで訓練上の想定であり、実際の事態発生時に受け入れ先として利用することが確定しているということではない。

第3 宮古島市避難住民の受入れ全体スキーム

○沖縄県宮古島市住民（約14,000人）が、鹿児島県内に島外避難することとなった場合の、避難から受入れまで一連の流れは以下のイメージ

避難スキーム

救援スキーム

要避難地域(沖縄県宮古島市)

避難先地域(鹿児島県)

※収容施設の供与開始に係るイメージ

【凡例】

---: R6検討範囲

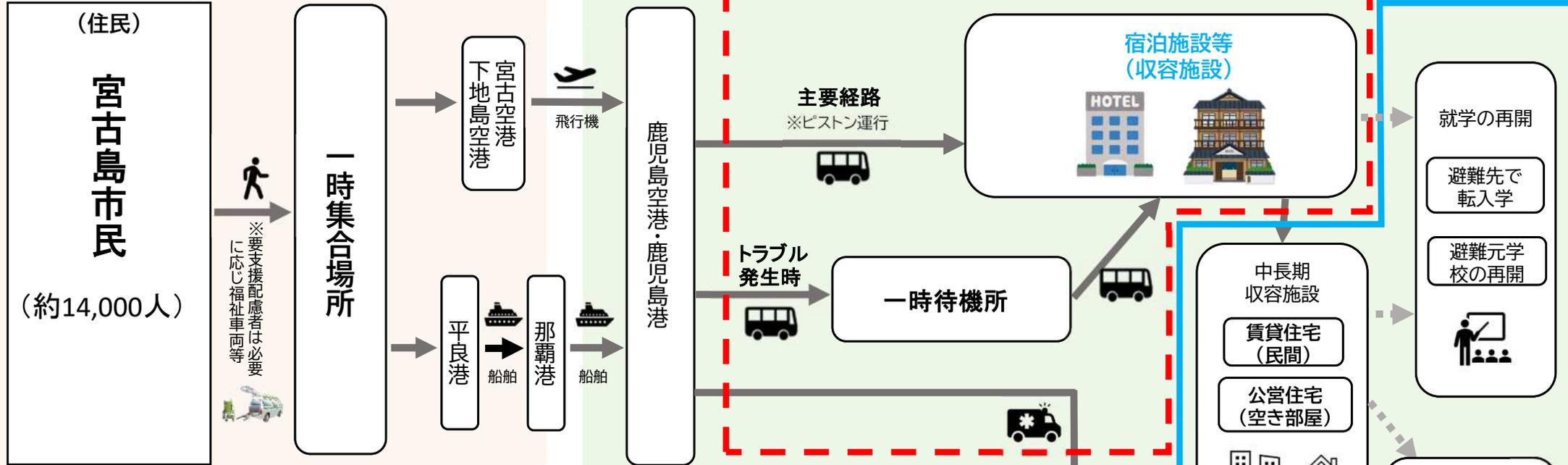
---: R7追加検討範囲

宮古島

鹿児島県

即時～概ね1週間

概ね1週間～概ね1ヵ月



避難経路のイメージ

(出典: 避難住民の受入れに係る先行検討例)



※上記イメージ図は、「避難住民の受入れに係る先行検討例」の避難経路(多良間村から八代市)イメージ図である。本県の受入れ基本要領(中間整理)における避難経路はこのうち、宮古島から鹿児島県までの部分が該当する。

第4 宮古島市避難住民の県内避難先

- 鹿児島県に沖縄県から提示された避難住民数等
 - ・ 宮古島市民(8小学校区) 13,814人(世帯数:7,333世帯)
⇒ 単身世帯が3,780世帯と約半数(51%)を占めている
- 県内避難先の考え方
 - ・ 避難後の地区コミュニティの維持及び宮古島市と受入れ地区自治体との行政サービスの調整の容易性を考慮して、避難地区を集約
⇒ 鹿児島市(8,640名),霧島市(3,613名),指宿市(2,616名),鹿屋市(1,094名)の4市所在のホテル等で収容可能
 - ・ 一番人数の多い東小学校区(7,105人)を収容可能人数の一番多い鹿児島市内のホテル等に割り当て
 - ・ その他校区の人数,世帯構成及びホテルの部屋数や部屋の種類等を考慮し一世帯一部屋を基準に入居できるようにマッチング
※単身世帯をダブル等の同一部屋への入居(相部屋)は避ける
- 避難先

	避難先地区	収容可能人数(部屋数)	割当人数(世帯数)	収容率	小学校区名	住民数(人)	避難地区
1	鹿児島市 ※1	8,640 (5,581)	8,415 (4,235)	0.97	東小学校区	7,105	鹿児島市中心部
					西城小学校 (長中・長南地区)	472	
					旧大神小学校区	21	
					狩俣小学校区	817	鴨池・与次郎地区
2	霧島市	3,613 (1,903)	3,085 (1,689)	0.85	城辺小学校区	1,521	隼人・国分中央周辺
					砂川小学校区	1,564	高千穂周辺
3	指宿市	2,616 (1,049)	1,480 (872)	0.57 ※2	西城小学校区 (長中・長南除く)	1,003	湯の浜周辺
					池間小学校区	477	西方・東方周辺
4	鹿屋市	1,094 (849)	834 (537)	0.76	福嶺小学校区	834	鹿屋市中心部
合計		15,963 (9,382)	13,814 (7,333)	0.86		13,814	

※本マッチング案は受入れ要
領検討開始に当たり設定す
るものであり、今後の検討の
進捗に伴い、必要に応じて変
更もあり得る。

※今回示した避難者数は、
あくまで避難元市町村と避
難先県のマッチングを行う
ため、国が参考に用いた機
械的な試算値であり、本県
での受入人数を確定したも
のではない。

※1 収容可能人数について、鹿児島市からは「桜島及び郡山地区」のホテル旅館は除外している。

※2 指宿市地区の収容施設はシングル・ツインが少ないため西城小学校区を分割。ただし、校区内の地区コミュニティは維持。